

老朽危険空家等の

解体工事補助金

荒尾市では、管理不全な老朽危険空家等を解体する方に、解体費の一部を補助します。

最大 60 万円



対象空家

以下の全てに該当する空家

- ① 1年以上の使用がなく、かつ、今後も使用の見込みがない住宅及び兼用住宅
- ② 住宅の不良度判定において、評点が100点以上のもの
- ③ 危険度判定に該当するもの

対象者

以下の全てに該当する方

- ① 空家の所有者、相続人、又は敷地の所有者、相続人
※所有者、相続人が複数の場合は全員の同意書が必要
※敷地の所有者、相続人が申請する場合は空家の所有者の同意書が必要
※法人は不可
- ② 市税の滞納がない方
- ③ 暴力団員等でない方

申込期間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月21日（金）まで
※予算枠を超える場合は抽選となります
抽選日：令和6年7月8日（月）

補助額等

最大60万円（補助対象経費の2分の1）
補助対象経費：老朽危険空家等の解体に係る工事費用
※消費税は含まない
補助件数：5件程度（予算枠に達した時点で終了）
※工事着工前の申請が必要です
※施工業者は市内業者に限りま

問い合わせ
申込先

荒尾市 建築住宅課 住宅・空家対策係 ☎0968-63-1491
〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 荒尾市役所2階